

7章

景観資源の 保全と活用

7 | 景観資源の保全と活用

7.1 景観資源の保全と活用に関する考え方

個性豊かで魅力溢れる良好な景観の形成のためには、建築行為等の誘導とともに、地域の歴史や文化を象徴し、地域を印象づける資源等を積極的に保全し、これらを核とした景観形成に取り組んでいく必要があります。

そこで、まちの魅力を高める核となる河川、公園、道路などの公共施設や、地域の個性を特徴づける建造物や樹木などを、景観重要公共施設・景観重要建造物・景観重要樹木に指定し、その保全と活用に取り組みます。

【景観計画に位置づける景観資源】

- まちの魅力を高める核となる公共施設
：景観重要公共施設（道路、河川、公園など）
- 景観形成上、重要な建造物
：景観重要建造物
- 景観形成上、重要な樹木
：景観重要樹木



図 0-1 景観重要公共施設、景観重要建造物および景観重要樹木

7.2 景観重要公共施設

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ関係)

景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園等、地域の景観形成を進める上で重要な要素となる公共施設については、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。

そこで、景観法に定める景観重要公共施設の制度を積極的に活用すべく、特に主要な道路、河川、公園については、区の景観形成を先導的に進める公共施設として、公共施設管理者との協議を進め、景観特性に配慮した整備を行うこととします。

《景観重要公共施設の指定の方針》

- ・ 地域の自然、歴史、文化等から見て、公共施設の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要なもの
- ・ 景観形成重点地区内(予定地区含む)において、景観上特に重要な施設であり、重点地区との相乗効果が期待されるもの
- ・ 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの
- ・ 公共施設の歴史的な価値はなくとも、景観上、特に優れた特徴を有するもの
- ・ 地域のシンボリックな存在であり、区民に広く親しまれているもの

(2) 景観重要公共施設

(2)-1 道路

1) 都道長後赤塚線（東京都）（けやき並木）

①対象区域

高島平二丁目交差点から赤塚公園交差点までの区間

②整備に関する事項

当該区域は、板橋10景(高島平団地とけやき並木)の一つに選定されている、けやき並木のある道路で、春の新緑、夏の木陰、秋の紅葉と、四季折々の季節の変化が感じられる美しい街路景観を形成しています。

道路の整備・維持管理にあたっては、けやき並木の魅力をいかし、緑豊かで歩行者と自転車が安全で快適に利用できる、けやき並木と調和した道路景観の整備・維持管理に努めます。



けやき並木

2) 特別区道第 236-2 号、ほか（板橋区）（クルドサック）

①対象区域

特別区道第 236-2 号、第 234-1,2 号、第 230 号、第 233-2 号、第 250 号のそれぞれ一部(常盤台一丁目、3,4,7 番間、11,12 番間、20,21 番間、24,25 番間及び 32 番の 5ヶ所)

②整備に関する事項

昭和初期に開発された常盤台の住宅地は欧米の都市計画の手法を取り入れ、今日まで閑静な住宅地としての景観が維持されています。その良好な景観形成の一役を担う自動車の転回スペースとなるクルドサック(袋小路)に施された植栽の維持・保全を行い、今後も常盤台独自の上品な街並みを維持・保全していきます。

また、工作物等を築造する場合は、標識やサイン等の認知を妨げない配置とするとともに、沿道の公園緑地や公共施設、建築物との調和に配慮した形態・意匠、色彩とします。



クルドサック

3) 特別区道第 232-2 号 (板橋区) (プロムナード)

①対象区域

特別区道第 232-2 号(常盤台一、二丁目地内)

②整備に関する事項

常盤台は開発時に欧米の都市計画手法を用い、常盤台の住宅街を一周するように計画された約 8m幅員の散歩道を意味するプロムナード(環状道路)を整備しました。また、道路中央に植樹されたプラタナス並木などが周辺の住宅街とともに緑溢れる落ち着いた景観を形成しています。

今後も常盤台にふさわしい、上質かつ緑と調和した道路景観を維持・管理していきます。

また、工作物等を築造する場合は、標識やサイン等の認知を妨げない配置とするとともに、沿道の公園緑地や公共施設、建築物との調和に配慮した形態・意匠、色彩とします。



プロムナード

4) 特別区道第 2342 号、ほか (板橋区) (徳丸榎の道)

①対象区域

特別区道第 2342 号、第 2374 号、第 2381 号の一部及び第 2827 号(四葉一丁目地内、徳丸五丁目～徳丸八丁目地内)

②整備に関する事項

当該道路は、街路樹に榎の木を植樹し、特徴的な道路景観を形成しています。沿道には、緑も多く、また一部坂道であることから、変化する景観を楽しむことができるすばらしい道路です。

今後も榎の並木とともに沿道の街並みと一体となった味わい深い街路景観を維持・保全していきます。

また、工作物等を築造する場合は、標識やサイン等の認知を妨げない配置とするとともに、沿道の公園緑地や公共施設、建築物との調和に配慮した形態・意匠、色彩とします。



徳丸榎の道

5) 特別区道第 2095 号 (板橋区) (けやき通り)

①対象区域

特別区道第 2095 号

③整備に関する事項

当該道路は、景観形成重点地区である加賀一・二丁目地区を縦断する中心的道路であり、沿道は歩道状空地として、地区計画の地区施設にも位置付けられています。また、当該道路は景観重要公共施設である石神井川を渡り、沿道には、身近な公共施設や福祉施設、共同住宅などが立ち並んでおり、地域に親しまれています。

沿道の敷地では、建築物の建替えにより、当該道路と一体となった、広々とした緑豊かな歩道などのオープンスペースが整備されつつあり、潤いのある心地よい景観を形成しています。

今後は、この緑豊かなオープンスペースとの連続性に配慮し、安全でゆとりと潤いのある道路を整備するとともに、品格のある加賀にふさわしい街路景観を維持・保全していきます。

また、工作物等を築造する場合は、標識やサイン等の認知を妨げない配置とするとともに、沿道の公園緑地や河川、公共施設、建築物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。



けやき通り

(2) -2 河川

1) 石神井川（東京都）

①対象区域

北区境(板橋四丁目)から練馬区境(桜川一丁目)までの区間の河川区域

②整備に関する事項

石神井川は、板橋区を東西に横断する貴重なオープンスペースであり、石神井川沿いの桜並木は、多くの人に親しまれ、緑豊かでうるおいのある水辺景観を形成しています。

石神井川の整備にあたっては、「石神井川河川整備計画」に基づき、城北中央公園などの石神井川沿いの公園緑地との緑の連続性に配慮した一体的整備、景観や生態系に配慮した管理用通路の緑化、桜並木の維持・保全等に努め、地域の憩いの場としてうるおいのある水と緑の景観のネットワークを形成します。

また、占用許可にあたっては、工作物等は緑や沿道の建築物との調和に配慮した形態・意匠とし、緑と調和した落ち着いた色彩とするよう、配慮します。



石神井川の桜並木

(2) -3 公園

1) 赤塚公園（東京都）

①対象区域

都市計画公園 赤塚公園の開園区域

②整備に関する事項

赤塚公園は、武蔵野の自然を残す崖地の雑木林と植栽、整備された林からなり、武蔵野の面影を今に残す公園として四季折々の季節の変化が感じられる緑豊かな景観を形成しています。

赤塚公園の整備・維持管理にあたっては、草木や花、自然とともに安らぎを感じる都会のオアシスとして、豊かな緑や湧水、生態系の適切な維持・保全に努めるとともに、公園周辺の市街地に対する緑の広がりにも配慮します。

植栽、植樹は利用者の安全性及び公園に隣接する街路樹など、周辺の緑との連続性に配慮した適切な配置計画を行います。



赤塚公園

2) 城北中央公園（東京都）

①対象区域

都市計画公園 上板橋公園の開園区域(板橋区内)

②整備に関する事項

都立城北中央公園は、石神井川沿いの起伏に富んだ敷地に、野球場、競技場などの運動施設を備えた、運動公園です。ここでは木々の緑の中、様々なスポーツを楽しむことができ、また、公園内には樹木が多く、遺跡もあるなど散策も楽しむことができることから、多くの住民の憩いの場となっています。

今後、都立城北中央公園の整備計画に基づき、「川沿いの緑に包まれたスポーツと歴史の公園」を整備計画策定の方針とし、石神井川沿いの緑との連続性に配慮した一体となった緑の拠点の形成、草木や花、自然とともに安らぎを感じる都会のオアシスとして、豊かな緑や生態系を維持・保全するような魅力的な景観となるよう、整備を推進します。

また、区立茂呂山公園の桜と一体的な景観の形成や武蔵野の農とくらしの風景を大切にしたい整備を推進します。



城北中央公園

3) 光が丘公園（東京都）

①対象区域

都市計画公園 光が丘公園の開園区域(板橋区内)

②整備に関する事項

総合公園として整備された光が丘公園は、芝生広場、バードサンクチュアリ、デイキャンプ場、水景施設やいちよう並木などの多くの樹木やカントウタンポポが自生するなど、緑豊かな空間があるなど多くの施設があり、住民の憩いの場となっており、良好な都市景観が形成されています。

今後も「光が丘公園マネジメントプラン」に基づき、この緑豊かで潤いのある公園を維持管理し、魅力的な景観の保全に努めます。また、植栽、植樹は利用者の安全性に配慮した適切な配置計画を行います。



光が丘公園

4) 赤塚溜池公園（板橋区）

①対象区域

赤塚五丁目 35 番 27 号

②整備に関する事項

赤塚溜池公園は、都立赤塚公園に隣接し、板橋十景にも選ばれた自然豊かな美しい公園であり、約 200 本の梅の木や溜池は風情があります。また、周辺には区立郷土資料館、区立美術館、赤塚城址があるなど、大人から子どもまで幅広い住民の憩いとくつろぎの空間となっています。

こうした豊かな自然景観の維持管理に努め、自然・文化的な特性をいかした観光資源となる景観を形成します。

また、建築物の建築や工作物等を築造する場合は、公園全体の見通しをさえぎらないなど利用者の安全性に配慮した配置とし、緑や沿道の建築物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。



赤塚溜池公園

5) 茂呂山公園（板橋区）

①対象区域

小茂根五丁目 2 番 17 号

②整備に関する事項

公園内には多くの桜の木があり、起伏のある地形をいかした魅力的な景観を創出しています。今後も都立城北中央公園内の桜とともに良好な景観の維持・保全に努めます。

また、建築物の建築や工作物等を築造する場合は、公園全体の見通しをさえぎらないなど利用者の安全性に配慮した配置とし、緑や沿道の建築物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。



茂呂山公園

6) 常盤台一丁目児童遊園（板橋区）（ロードベイ）

①対象区域

常盤台一丁目 28 番 19 号

②整備に関する事項

プラタナス並木などを持つプロムナード沿いにロードベイ(空き緑地)と言われる広場があり、周辺にゆとりと潤いを与えています。両者の存在により、常盤台は緑溢れる落ち着いたある景観を形成しており、一層まちの魅力を高めています。

今後も常盤台にふさわしい、上質かつ道路の緑とも調和した広场景観の維持・保全に努めます。

また、建築物の建築や工作物等を築造する場合は、公園全体の見通しをさえぎらないなど利用者の安全性に配慮した配置とし、緑や沿道の建築物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とします。



ロードベイ

7.3 景観重要建造物

(1) 景観重要建造物の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

国や都、区の文化財指定・登録状況や、東京都選定歴史的建造物の選定状況、さらには所有者及び管理者の希望を踏まえた上で、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な建造物については、以下の方針により、景観法の手続きを経て景観重要建造物に指定します。

また、住民等から良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な建造物であるとの指定提案を受けた場合にも、以下の方針により、景観法の手続きを経て景観重要建造物に指定することができるものとします。

《景観重要建造物の指定の方針》

- ・ 地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要なもの
- ・ 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの
- ・ 建造物の歴史的な価値はなくとも、景観上、特に優れた特徴を有するもの
- ・ 地域のシンボリックな存在であり、区民に広く親しまれているもの
- ・ 創建当時の外観の復元が、歴史的又は文化的な価値の再現に資すると認められたもの

(2) 景観重要建造物

1) 旧粕谷家（東の隠居）住宅（板橋区）

①対象区域

徳丸七丁目11番1号

②整備に関する事項

旧粕谷家住宅は、享保11年(1726)以前に、徳丸脇村名主粕谷家から隠居した浅右衛門が現在地に建てたと伝わり、徳丸地域の歴史、文化に極めて関係が深く、建築年代及び典型的建築様式、現存例の希少さから重要で価値が高く、板橋区有形文化財に指定されています。

また、この建物の茅葺屋根の外観と庭は、かつての武蔵野の面影を残す貴重な景観資源です。

このことから、当該建造物は、板橋崖線軸地区とその周辺の良好な景観形成に寄与する重要な存在であることから、その土地を含め、良好な維持・管理に努めます。



旧粕谷家（東の隠居）住宅

2) 旧田中家住宅（板橋区）

①対象区域

赤塚五丁目 35 番地内

③備に関する事項

旧田中家住宅は、武蔵野の典型的な農村集落であった徳丸本村の中級型農家建築であり、かつての武蔵野の面影を残す貴重な景観資源であるとともに、板橋区有形文化財に登録されている板橋の歴史及び古建築の伝承上貴重な存在です。

また、建物は江戸時代の典型的な茅葺きを施した農家建築としても、その外観は貴重な景観資源です。

このことから、当該建造物は、建物は移築されたものの、移築先が板橋崖線軸地区とその周辺の良い景観形成に重要な場所にあることから、良好な維持・管理に努めます。



旧田中家住宅

7.4 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

区の保存樹木制度への指定状況や管理者の希望を踏まえた上で、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な樹木については、以下の方針により、景観法の手続きを経て景観重要樹木に指定します。

また、住民等から良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な樹木であるとの指定提案を受けた場合にも、以下の方針により、景観法の手続きを経て景観重要樹木に指定することができるものとします。

《景観重要樹木の指定の方針》

- ・ 地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、地域の良好な景観を形成する上で重要なもの
- ・ 道路その他の公共の場所から容易に望見されるもの
- ・ 地域のシンボリックな存在であり、区民に広く親しまれているもの

(2) 景観重要樹木

1) 川越街道五本けやき(国土交通省東京国道事務所)

①対象区域

国道254号線(川越街道)中央分離帯内(上板橋一丁目19番地内)

②整備に関する事項

昭和初期の川越街道の拡幅工事の際、当時の上板橋村村長所有の屋敷林の一部のけやきを残し、道路整備がなされて以来、今日まで「五本けやき」として、上板橋付近の川越街道中央分離帯にあり、緑豊かなうまい空間を創出するとともに付近のランドマークとなっています。

こうしたことから、今後も地域のシンボルとして維持・保全に努めます。



五本けやき